

## 構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
香川県小豆郡小豆島町

2 構造改革特別区域の名称  
小豆島町果実酒特区

3 構造改革特別区域の範囲  
香川県小豆郡小豆島町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

小豆島町（以下「本町」という。）は、瀬戸内海国立公園に浮かぶ小豆島の中央から東に位置する、日本三大渓谷美に数えられる寒霞渓をはじめ海と山の美しい自然に恵まれた町です。平成 18 年 3 月 21 日に内海町と池田町が合併して誕生しました。

総面積は 95.59 k m<sup>2</sup>で、約 43%を山林が占めています。

(2) 気候

本町の気候は瀬戸内海式気候であり、温暖少雨で年平均気温は 15 度前後となっています。降水量は少なく、年間 1,000～1,400 mm前後です。

(3) 人口

本町の人口は、平成 27 年国勢調査で 14,862 人、令和 2 年国勢調査では 13,870 人と減少傾向が続いています。高齢化率は 44.1%と県下で最も高い数値となっており、少子高齢化による地域活力の低下が課題となっています。

(4) 産業

本町の産業は、醤油、佃煮、素麺などの食品産業が中心です。また、電照菊やスモモなどの農業、大坂城築城からの歴史を有する石材業、豊かな観光資源を生かした観光関連産業やオリーブ製品の製造業も盛んです。特に、観光面では、文化・伝統を継承し自然環境や未来に配慮した観光のかたちを目指しており、「世界の持続可能な観光地 TOP100 選」に 2 年連続で選出され

ました。

#### (5) 農業

本町の農業は、温暖少雨の瀬戸内海式気候など恵まれた自然条件を生かし、平坦地では花卉・アスパラガスを中心とした施設園芸や水稻・野菜・果樹を組み合わせた複合経営、また傾斜地では柑橘等の果樹栽培を展開しています。

2020年農林業センサスによると、農地の利用状況は経営耕地面積152haの内、田が33ha、畑が32ha、樹園地が87haとなっています。

令和2年農業産出額（推計）は7億1千万円で、内訳は、米が4千万円で全体の5.6%、野菜1億円（14%）、果実1億7千万円（23.9%）、花き1億7千万円（23.9%）、工芸農作物等1億7千万円（23.9%）、畜産については乳用牛5千万円（7%）となっています。

ぶどう栽培は、昭和30年頃から盛んになり最盛期には栽培面積19ha、収穫量は230tありました。その後、徐々に規模が縮小していきましたが、令和3年3月に策定した「第4次果樹産地構造改革計画」に基づき、地域の特産物として生産拡大・普及に向けて取り組んでいます。

また、ぶどうの生産環境の基盤強化を図るため、令和5年8月に見直し予定の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」内にも、安定的な農業経営の指標や農用地の利用集積に関する目標等を盛り込む予定としています。

#### (6) 規制の特例措置を講じる必要性

食生活の変化や担い手不足により、本町の各産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況です。そのため、人・農地プランを策定し細分化した地区ごとに課題を抽出し、就農・後継者の確保状況をまとめ、認定新規就農者をはじめとした次世代の担い手を中心に農地の集積・集約に取り組んでいます。

その中で、醸造用ぶどうを生産している農家が自ら設立した醸造所で果実酒を製造・販売することにより地域振興を図ろうと試みています。この試みは、本町が掲げる「地域資源を活かした小豆島ブランドの確立」の取組と合致しており、地域産業・経済の活性化、所得の向上に向けて支援していく必要があります。しかし、醸造所開設には多額の設備投資が必要であり、新規参入のハードルが高くなっています。

本特例措置を活用することで、果実酒醸造にかかる初期投資を抑えることが可能となり、参入が促進されることでブランドの確立や担い手の確保に繋がります。また、生食以外の加工品製造が盛んになることで、農産物の

生産拡大や新たな付加価値が生まれることも期待できるため、本町の農業振興にとって規制の特例措置は不可欠と考えます。

#### 5 構造改革特別区域計画の意義・目標

本町では、近年農業従事者の担い手不足や農業所得の低迷、耕作放棄地の増加などが課題となっており、平成17年と令和元年を比較すると農家人口は706人から361人、生産額は8億2千万円から4億4千3百万円と、ともに半減している状況です。

そのような状況を踏まえ、第2期小豆島町総合戦略の基本施策の一つとして、地域資源を生かした小豆島ブランドの確立・農業の担い手の育成を掲げています。

規制の特例措置を活用して、地元の生産者などが果実酒の製造に参入しやすい環境を整え、魅力的な加工品の製造や地域ブランドの創出、農業経営の安定、地域経済の活性化を図ることが求められています。

本特例措置を活用することで、地域の特産物を原料とした果実酒製造に取り組みやすくなり、新規参入が期待できます。さらに、新たな特産品のブランド確立により、所得向上や地域活性化につながり、自立的な地域農業の持続的発展に資することを目標とします。

#### 6 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、本町の特産物を原料とした果実酒製造が促進され、新たな特産品や高付加価値の商品開発による地域ブランドの確立が期待できます。

新規参入しやすい環境を整えることにより、農産物の生産農家の増加や所得向上につながり、農業従事者の担い手不足や農業所得の低迷、耕作放棄地の増加等の課題についても、解決を図ることができます。

また、特区内の他地域においても農産物の栽培面積・生産量の拡大、就農機会の創出を促すことができ、農地や景観の保持により地域活動の維持も期待できます。さらに、取組事例や商品を町内外に広くPRすることで、本町の知名度向上につながります。

「世界の持続可能な観光地 TOP100 選」の選出により、更なる観光客の増加が見込まれており、ご当地ワイン等を堪能できることでより魅力度アップや経済効果の創出が期待できます。

【特産酒類の製造に関する目標】

区 分	令和6年度	令和8年度	令和10年度
特産酒類製造事業者数	1件	1件	1件
果実酒製造数量	2kl	2kl	4kl

7 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

(別紙)

- 1 特定事業の名称  
709(710、711)特産酒類の製造事業(構造改革特別区域法第26条)
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  
構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された果実(ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。)を原料とした果実酒を製造しようとする者
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
本構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
  - (1) 事業に関与する主体  
上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
  - (2) 事業が行われる区域  
香川県小豆郡小豆島町の全域
  - (3) 事業の実施期間  
上記2に記載の者が酒類製造免許を受けた日以降
  - (4) 事業により実現される行為や整備される施設  
上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において地域の特産物を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。
- 5 当該規制の特例措置の内容  
当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本町が指定する地域の特産物を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、2キロリットルに引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。  
これにより、地元農産物の消費拡大や高付加価値化につながるとともに、農業者の経営の多角化、新たな特産物・地域ブランドの創出が図られ、農業生産

の拡大や地域農業の振興等が図られ、地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査や調査の対象となることから、本町は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導を行うこととする。